

西区役所窓口サービス課再任用職員（短時間勤務）の勤務時間の変更について （窓口延長開庁時における税証明発行業務対応）

西区役所窓口サービス課（住民情報）においては、毎週金曜日の延長窓口に対応するため、再任用（短）職員以外についてはローテーションで対応してきたが、再任用（短）職員についても新たな勤務形態を導入することで、より円滑な運営が可能となり、住民サービスの向上につながるものとする。

1. 再任用（短）の勤務形態

現：週5日 ① 9：00～15：45（月～金曜日）

 ② 10：45～17：30（月～金曜日）

※ ①・②を1か月ごとに割り振り変更

新：週5日 ① 9：00～15：45（月～金曜日）

 ② 10：45～17：30（月～木曜日）

 13：00～19：00（金曜日）※

※ 現行の勤務形態に勤務区分追加

2. 窓口延長時の体制

管理職（係長以上）1名、事務職員（係員）3名

3. 勤務時間変更理由

昨年度まで窓口サービス課の再任用職員（短時間）2名および非常勤嘱託職員（週30時間）1名の体制で行っていたが、今年度より業務委託範囲の拡大のため再任用職員（短時間）1名および非常勤嘱託職員1名で対応することとなった。このため、再任用職員（短時間）、非常勤嘱託職員ともに1日6時間、週5日の勤務を行い、朝9時から出勤の職員と夕方17時30分まで勤務の職員を1名ずつ割り当てることにより開庁時間をカバーしている。しかし、金曜日の窓口延長開庁時においては、再任用職員（短時間）に19時まで6時間勤務の勤務区分がないため、非常勤嘱託職員が毎週19時までの勤務を行うこととなっている。

今回実施する金曜日の延長窓口の再任用（短）職員のローテーション参加によって窓口対応が円滑かつ柔軟に行えるようになるとともに職員の負担軽減や連絡体制の充実も図るものである。

4. 実施予定日

平成27年7月1日